

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(後藤、和田)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部 監査部門
(草野、真野)
(電話) 078-453-1105

令和5年12月1日

伊丹市交通局に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和5年12月1日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：伊丹市（法人番号：8000020282073）

営業所名：伊丹市交通局営業所（兵庫県伊丹市広畑3丁目1番地）

2. 立入監査の実施日

令和5年6月27日

3. 監査の端緒

令和5年6月8日（木）、JR中山寺17時50分発、JR伊丹行きの路線バスが実車運行終了後の終点において、車内で寝ていた乗客に気づかず回送運行を行い、回送運行中に目覚めた乗客から声をかけられたことにより、その場で停車し降車させたとの申告を受け監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分

【3両×2日間、1両×4日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】

（道路運送法第27条第3項）（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(ハイタク部会)

兵庫県政記者クラブ